

令和3年第4回議会運営委員会会議録

会議日時 令和3年12月24日（開会）午前 9時00分

令和3年12月24日（閉会）午前 9時13分

会議場所 入間東部地区事務組合 会議室

出席委員	塚越洋一 委員長	本名 洋 副委員長
	佐野正幸 委員	村元 寛 委員
	伊藤美枝子 委員	細谷光弘 委員

欠席委員 なし

議長の出席 久保健二 議長 川畑勝弘 副議長

執行部説明員

平野健太郎 事務局長 木村 誠 消防長

職務出席者

中川一諭 次 長 高橋映治 次 長 兼
総務課長

大野一郎 消防総務課長

事務局 新井良輔 事務職員

.....

△委員長挨拶

- 高橋映治次長兼総務課長 皆さん、おはようございます。定刻になりましたので、これより入間東部地区事務組合議会運営委員会を始めさせていただきます。
開会に先立ちまして、議会運営委員会の塚越委員長よりご挨拶をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。
 - 塚越洋一委員長 おはようございます。オミクロン株の市中感染が報告される中、医療機関での発熱外来もぼつぼつ増えてきているという状況ですが、今日は皆さん全員そろってよかったですと思います。ぜひ慎重にご審議いただきたいと思います。よろしく申し上げます。
 - 高橋映治次長兼総務課長 ありがとうございます。
-

△議長挨拶

- 高橋映治次長兼総務課長 続きまして、久保健二議長よりご挨拶をお願いいたします。
 - 久保健二議長 皆さん、おはようございます。また、本日は議会運営委員会ということで、早朝よりお集まりをいただきまして誠にありがとうございます。本日、議案審議もまた多数あるようなので、皆さんにはぜひ慎重審議をお願いしたいと思います。
また、夕方寒波が来ることなので、塚越委員長のほうとスムーズな進行につながるよう皆さんにお願いできればというふうに思います。よろしく申し上げます。
 - 高橋映治次長兼総務課長 ありがとうございます。
それでは、これより議会運営委員会委員長に進行をお願いいたします。
-

△開会及び開議の宣告（午前 9時00分）

- 塚越洋一委員長 それでは、進行させていただきます。
ただいまの出席委員は6名であります。入間東部地区事務組合議会委員会条例第15条で定める定足数に達しておりますので、議会運営委員会の成立を認め、本委員会を開会いたします。
-

△令和3年第2回入間東部地区事務組合議会臨時会の議事運営について

- 塚越洋一委員長 これより議事に入ります。
初めに、(1)、令和3年第2回入間東部地区事務組合議会臨時会の議事運営についてを議題といたします。
1、提出議案の概要及び2、資料要求について、事務局より説明をお願いします。
- 平野健太郎事務局長 おはようございます。事務局長、平野でございます。よろしく申し上げます。

それでは、①の提出議案の概要につきましてご説明申し上げます。恐れ入ります。着座で申し訳ございませんが、説明をさせていただきます。

本臨時会の提出案件につきましては、専決処分の承認を求めることについてが4本、また予算が1件、あと条例が1件、規約改正議案1件の計7件となっております。おのおのの議案について概要をご説明いたします。

初めに、第8号議案 専決処分の承認を求めることについてということで、人間東部地区事務組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

議案書の第8号議案を御覧ください。今回の条例改正につきましては、令和3年人事院勧告に伴う一般職員の給与改定を踏まえ、議員の期末手当の支給月数を改定するものでございます。人事院勧告では、期末手当の支給月数を0.15月引き下げる内容でございまして、令和3年12月期の支給で調整するということになっております。

一方、12月期の期末手当の支給に関わる基準日は12月1日であることから、基準日以前に本条例の一部改正が必要となりますが、国及び構成市町の動向を見極める必要があったことや構成市町の12月議会の日程等から、11月中にこちらの組合議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により、条例の一部改正を令和3年11月30日付で専決処分させていただいたものでございます。なお、議員の期末手当ということで、専決処分に当たりましては、事前に議長及び議会運営委員長とは調整を図っております。

次に、改正の内容でございしますが、議案の裏になります。専決処分書を御覧ください。こちらは、令和3年人事院勧告に伴う職員の給与改定を踏まえ、議員の期末手当の支給月数を0.15月引き下げて、年間の支給月数を職員と同様に、4.30月とするものでございます。第1条については今年度の分を、第2条については4年度以降の分ということで改定を行います。

次に、第9号議案でございします。専決処分の承認を求めることについて、こちらは人間東部地区事務組合管理者及び副管理者の報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例でございします。これについてご説明申し上げます。今回の条例改正につきましては、議員の期末手当の改定と同様に、正副管理者の期末手当の支給月数を0.15月引き下げるものでございます。また、条例改正を専決処分とした理由につきましては、議員の期末手当の条例改正と同様の理由でございします。

概要ですので、次の議案に進めさせていただきます。次に、第10号議案 専決処分の承認を求めることについて、こちらは人間東部地区事務組合会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。今回の条例改正につきましては、構成市町の動向を踏まえまして、会計年度任用職員の期末手当の支給月数について、基

準日の属する年度の4月1日を基準として取り扱うこととするため改正するものでございます。この改正によりまして、会計年度任用職員に対する期末手当の支給月数の変動については、一般職員と比べまして1年遅れ、翌年度以降の反映という形になります。また、この条例改正を専決処分とした理由につきましては、先ほどご説明いたしました議員の期末手当の条例改正と同様の理由でございます。

次に、第11号議案 専決処分の承認を求めることについて、こちらは入間東部地区事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。今回の条例改正につきましては、令和3年人事院勧告及び構成市町の動向を踏まえまして、一般職員の期末手当の支給月数を0.15月引き下げまして、年間の支給月数を期末勤勉手当合わせまして4.30月に、再任用職員につきましては、期末手当を0.10月引下げ、期末勤勉手当の年間支給月数を2.25月とするものでございます。こちらの専決処分といたしました理由につきましては、先ほど申し上げました時間的余裕がなかったということで、179条第1項による専決という形でさせていただいております。

次に、第12号議案 令和3年度入間東部地区事務組合一般会計補正予算（第2号）でございます。恐れ入ります。議案と併せて送付させていただきました参考資料6の令和3年度入間東部地区事務組合一般会計補正予算（第2号）の概要を御覧ください。ご説明申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の補正でございます。補正予算額につきましては、（1）、歳入歳出予算補正額でございますとおり、歳入歳出からそれぞれ2,028万6,000円を減額し、補正後の予算額を40億8,368万7,000円とするものでございます。

次に、（2）、歳入の内容につきましてご説明いたします。こちらは、前年度繰越金の確定等による構成市町負担金の減額、また旧富士見分署跡地売却による財産売却収入の増、また前年度繰越金の確定による増をそれぞれ計上いたします。なお、斎場管理に関わる市町負担金及び繰越金につきましては、斎場使用料の動向等を鑑みまして、本補正では措置せず、決算にて来年度以降精算を行わせていただきます。

次に、（3）、歳出の内容でございますが、先ほど専決内容でご説明いたしました給与改定に伴う減分をそれぞれの費目から措置するとともに、令和2年度借入れの起債に関わる利率の確定による利子の減を措置いたします。

補正予算については以上でございます。

次に、第13号議案の入間東部地区事務組合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。こちら本議案は、職員のサービスの宣誓について、宣誓の方法及び押印の見直しを行うとともに、一部条文の整理を行うため、改正するものでございます。こちらは、構成市町とも全てサービスの宣誓条例は改正済みというふうに伺っております。

次に、第14号議案の埼玉県市町村総合事務組合の規約変更につきましてご説明申し上げます。本議案は、埼玉県市町村総合事務組合を構成する団体の名称変更に伴い、総合事務組合の規約変更が必要となる地方自治法第286条第1項の規定に基づく協議を行うため、同法の第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。こちらは名称変更ということでお願いをすることになります。

①については以上です。

続きまして、②の資料要求の通告についてはございませんでした。

また、一般質問につきましては、議会運営に関する申し合わせにより、臨時会のため、今回はございません。

説明は以上になります。

- 塚越洋一委員長 それでは、続きまして、③、閉会中の継続調査の申し出についてですが、議会運営及び議長の諮問等に関する事項を調査するため、会議規則第111条の規定により、議長に対し継続調査の申出を行いたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

- 塚越洋一委員長 ご異議ありませんので、申出を行うことに決定いたします。

次に、④、会期・日程についてですが、以上の内容を踏まえ、会期については1日とし、日程については、お手元の議事日程（案）のとおりとすることよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

- 塚越洋一委員長 ご異議ございませんので、そのように決定いたします。

.....

△その他

- 塚越洋一委員長 次に、(2)、その他として、昼食の取扱いについてですが、議事日程を踏まえ、昼食は用意しないということよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

- 塚越洋一委員長 それでは、昼食については用意しないものとします。

その他に、委員さんから何かありますでしょうか。

〔「なし」という声あり〕

- 塚越洋一委員長 それでは、以上をもちまして本日の議題は全て終了しましたので、委員長としての進行役を解かせていただき、事務局にお返しさせていただきます。

- 高橋映治次長兼総務課長 令和3年第2回臨時会につきましては、本日決定のとおり進めさせていただきます。

なお、本日お決めいただきました議事日程でございますが、配付しております議事日程（案）の（案）を二重線等で消していただきますようお願いいたします。

.....
△閉会の宣告（午前 9時13分）

- 高橋映治次長兼総務課長 それでは、閉会に当たりまして、本名副委員長よりご挨拶をお願いいたします。
- 本名 洋副委員長 大変寒くなりました。心より皆さんありがとうございました。
それでは、ただいま議運で決定いたしましたとおり、10時から大講堂のほうで会議を開きます。どうぞ慎重審議よろしく願いいたします。ありがとうございました。
- 高橋映治次長兼総務課長 以上をもちまして議会運営委員会を閉会させていただきます。

上記会議の経過を記載し、相違のないことを証するためここに署名する。

令和3年12月24日

議会運営委員長 塚 越 洋 一